

| | |
|----------|---|
| 法令等名 | 道路交通法 |
| 根拠条項 | 第56条第2項 |
| 処分の概要 | 荷台乗車の許可 |
| 原権者(委任先) | 警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。) |
| 法令等の定め | <p>道路交通法 第58条(制限外許可証の交付等)</p> <p>道路交通法施行令 第24条(制限外許可の条件)</p> <p>道路交通法施行規則 第8条(制限外許可証の様式等)</p> |
| 審査基準 | <p>許可の申請を受理した警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)は、当該申請に係る許可対象行為が荷台に乗車させる人員を限定することにより、1, 2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。</p> <p>1 車両の構造に関する基準 当該荷台乗車を許可する場合において、当該車両が(1)から(3)までの条件すべてを満たさなければならない。</p> <p>(1) 当該許可申請に基づく荷台乗車をして当該車両を運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。</p> <p>(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。</p> <p>(3) 当該荷台乗車によって荷台に乗車した者の安全が確保できること。</p> <p>2 道路又は交通の状況に関する基準 出発地から目的地までの道路に急カーブがある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、荷台に乗車した者が振り落とされるおそれがあるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> |
| 標準処理期間 | 5日(行政庁の休日は含まない。)※ |
| 申請先 | 出発地を管轄する警察署交通課交通規制係(ただし、交通規制係が未設置の警察署にあっては交通総務係又は交通係)及び地域交通課交通係 |
| 問い合わせ先 | 出発地を管轄する警察署交通課交通規制係(ただし、交通規制係が未設置の警察署にあっては交通総務係又は交通係)及び地域交通課交通係 |
| 備考 | ※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。 |